

審議会等の設置等に関する基本指針

平成 15 年 10 月 17 日制定

平成 17 年 1 月 31 日改正

平成 19 年 11 月 7 日改正

(目的)

第 1 条 この指針は、審議会等の適正な設置及び運営に関する基本方針を定めることにより、市民の市政への参画とともに、公正で透明な市政の推進に寄与することを目的とする。

(審議会等の定義)

第 2 条 この指針において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関
- (2) 学識経験を有する者等からの意見を聴取し市政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置された協議会等。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 市職員のみを構成員として組織されるもの
 - イ 地方自治体、関係機関等の団体を構成員として組織されるもの
 - ウ 地域審議会その他この指針の対象とすることが適当でないもの

(審議会等の設置)

第 3 条 審議会等の設置に当たっては、法律等に設置についての定めがあるものを除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等を新設する場合には、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用及び一般的な会議の開催等による対応を十分検討し、安易に設置しないこと。
- (2) 審議会等の所掌事務が臨時的なものである場合は、その設置期間を明らかにすること。

(審議会等の委員の選任)

第 4 条 審議会等の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法律等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から適切な人材を選任すること。
- (2) 関係団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者等の団体の役職名にこだわらず他の審議会等の委員の職に就いていない適任者が得られるよう推薦依頼に当たって配慮すること。
- (3) 市職員は委員に選任しないこと。
- (4) 委員の 20%以上を目標に、公募委員を審議会等の委員の公募に関する基準（別記 1）により積極的に登用すること。
- (5) 男女共同参画社会の形成を目指し、委員の 40%以上を目標に女性委員を登用すること。
- (6) 委員を再任する場合は、引き続き 3 期を超えないこと。
- (7) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、重複し

ての選任数は2以内とする。

- (8) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。
- (9) 委員の数は、実効性のある審議及び円滑な運営を図るため、必要最小限の人数とし、原則として、1審議会等15人以内とする。
- (10) 市議会議員は、法令、条例に定めのあるものを除き、委員に選出しないこと。

(審議会等の会議の運営)

第5条 審議会等の会議の効果的かつ効率的な運営を確保するため、審議会等の所管課は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の資料説明に時間を費やさないう、資料の簡素化並びに事前配布に努めること。
- (2) 開催回数は必要最小限とし、終了時刻の明示に努めること。
- (3) 審議経過を明確にするため、会議概要を作成し、会議録の作成に努めること。
- (4) 会議において活発な議論がなされるよう、委員への積極的な情報提供に努めること。
- (5) 委員からの意見・提言に対しては、対応結果を審議会等に報告すること。

(審議会等の会議の公開等)

第6条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の長は、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする事由を明示の上、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議において、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）第8条各号に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 会議の公開の方法は、審議会等の会議の公開に関する基準（別記2）によるものとする。

(審議会等の諮問内容等の議会への報告)

第7条 審議会等への諮問内容及び答申等は、速やかに市議会に報告するものとする。

(審議会等の見直し)

第8条 すでに設置されている審議会等について、当該審議会等の委員の改選時期等に設置の必要性について検討を行い、次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合等の見直しを行うものとする。

- (1) 設置の目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下したもの
- (3) 活動の実績が少なく、設置の効果が乏しいもの
- (4) 関係者からの意見聴取等他の行政手段等によって代替が可能なもの
- (5) 設置の目的及び所掌事務が他の審議会等と類似又は重複しているもの
- (6) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

(調整事項等)

第9条 各部等の統括調整幹は、当該部内の審議会等の設置、廃止、統合及び委員の選任

に関し、この指針の趣旨が適正に運用されているか調整を行うものとする。

- 2 各部等の長は、審議会等を設置、廃止及び統合しようとするとき又は審議会等の委員を選任及び解任しようとするときは、総務課長を経由して総務部長に合議するものとする。
- 3 各部等の長は、審議会等の委員の選任に必要な情報提供を相互に行うものとする。
- 4 総務課長は、審議会等の設置及び委員の選任状況を把握し、この指針の趣旨の円滑な運用に係る情報提供を行うものとする。

(審議会等以外の会議の運営及び公開等)

第 10 条 第 2 条第 2 号のウに規定する地域審議会その他この指針の対象とすることが適当でないものの会議については、第 5 条及び第 6 条の規定を準用し、効果的かつ効率的な運営及び公開等に努めるものとする。

附 則

この指針は、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。ただし、審議会等の委員の選任に係る事項は、平成 15 年 11 月 1 日以降の最初の改選時期から適用する。

附 則

この指針は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この指針は、平成 19 年 11 月 7 日から適用する。

別記 1

審議会等の委員の公募に関する基準

(応募資格)

第 1 条 公募による審議会等の委員に応募できる者は、当該委員への応募日現在、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 本市の他の審議会等の委員となっていない者
- (3) 本市の特別職及び常勤の一般職員並びに市議会議員でない者

(公募の方法)

第 2 条 審議会等の委員の公募に当たっては、当該審議会等の所管課において、次の各号に掲げる事項について、市報等を活用して広く市民に周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称及び目的
- (2) 応募資格及び公募の数
- (3) 選任の時期及び任期

- (4) 申込方法及び申込期限
- (5) 選考の方法
- (6) 問い合わせ先その他必要な事項
(決定方法)

第3条 応募を受け付けたときは、申込期限後速やかに選考し、その結果を応募者に書面で通知するものとする。

- 2 申込の数が公募の数に満たない場合は、他の方法により選任するなど、欠員とならないように努めるものとする。

別記2

審議会等の会議の公開に関する基準

(会議開催の周知)

第1条 審議会等の会議を開催するときは、開催日程等を会議開催日の1週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りでない。

- 2 前項の公表は、会議名、開催日時、開催場所、会議の議題、傍聴者の定員、問合せ先その他必要な事項について、行政情報コーナーでの縦覧及び市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

(会議の公開の方法)

第2条 会議の公開は、審議会等の長が会議の傍聴を希望する者に次に掲げる方法により当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- (1) 審議会等の長は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
 - (2) 審議会等の長は、傍聴を希望する者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。
 - (3) 審議会等の長は、傍聴者には必要に応じて会議資料を配布するものとする。ただし、審議会等の設置等に関する基本指針第6条第1項の規定により非公開とされた会議資料を除く。
 - (4) 審議会等の長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。
 - (5) 審議会等の長は、会議に関する報道機関の取材に対して記者席を設ける等配慮するものとする。
- 2 傍聴による会議の公開が認められない場合は、会議録又は会議概要の公開に努めるものとする。

(会議録又は会議概要の公開)

第3条 会議録又は会議概要は、審議会等の設置等に関する基本指針第6条第1項の規定により非公開とされたものを除き原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明ら

かにするものとする。

- 2 会議概要は公表するものとし、公表は、行政情報コーナーでの縦覧及び市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

審議会等の設置・運営事務フロー

